

## 公告

糸島市が発注する建設工事について、次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和6年4月26日

糸島市長 月形 祐二

### 1 入札に付する事項

(1) 工事名等	桜井馬場地区連絡管整備（1工区）工事
(2) 工事場所	福岡県糸島市志摩桜井
(3) 工事概要	DIP-GX-SE φ150 布設工 L=420m DIP-GX-SE φ75 布設工 L=2m 消火栓設置工 N=1基
(4) 工期	契約締結の日から令和6年12月10日まで
(5) 予定価格	27,621,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
(6) 最低制限価格	24,937,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
(7) その他	本件工事は、受注者希望型として週休2日の休日確保に取り組む糸島市週休2日試行工事（土木工事）の対象工事である。4週6休以上の休日確保を達成できた場合は、請負代金額の変更を要求することができる。 詳細は、「市ホームページ・トップページ」→「企業・事業者」→「入札・契約情報」→「お知らせ」→「糸島市週休2日試行工事の実施について」により確認すること。 市ホームページのアドレス <a href="https://www.city.itoshima.lg.jp/">https://www.city.itoshima.lg.jp/</a>

### 2 入札に参加する者に必要な資格等

次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）のすべてを満たしている者でなければ、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 原則として2年以上引き続き同種の業務を営んだ実績を有する者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められない者であること。
- (5) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）による水道施設工事に係る一般又は特定建設業の許可を受けており、本公告時点において有効な糸島市一般（指名）競争入札参加資格者名簿（以下「業者登録名簿」という。）に、第一希望業種又は第二希望業種が水道施設工事、かつ、資格審査による総合数値が580点以上で登録されている者であること。

- (7) 業者登録名簿に、糸島市内の本店又は支店等で登録されている者であること。
- (8) 平成 26 年 4 月 1 日以降（過去 10 年間）に元請として完成し、引渡し完了した同種工事で、契約金額（共同企業体での施工の場合は契約金額に出資率を乗じて得た額）が 600 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）のものの施工実績（官公庁工事实績に限る。）を有する者であること。

なお、本公告において同種工事とは、浄水・配水施設工事とする。

- (9) 本件工事において、建設業法及び関係法令に適合する監理技術者又は主任技術者を配置できる者であり、かつ、その監理技術者又は主任技術者と継続的な雇用関係を有する者であること（入札参加資格確認申請の日前 3 か月以上）。

また、その監理技術者又は主任技術者は、平成 26 年 4 月 1 日以降（過去 10 年間）に引渡し完了した同種工事の現場代理人、監理技術者又は主任技術者としての従事経験を有する者であること。

- (10) 本公告の日から開札日までの間に、糸島市、福岡県及び国土交通省九州地方整備局から指名停止の措置を受けていない者であること。

- (11) 4 (1) の書類に虚偽の内容がないこと。

### 3 入札に必要な書類を示すべき場所等

- (1) 入札説明書、申請書等（仕様書及び図面を除く。）の交付

- ア 交付期間 本公告の日から令和 6 年 5 月 13 日まで

- イ 交付場所 糸島市経営戦略部財政課契約検査係／市役所 4 階

（以下「市役所財政課」という。）

- ウ 市ホームページからダウンロードして入手することもできる。

「市ホームページ・トップページ」→「企業・事業者」→「入札・契約情報」  
→「公告・告示」

市ホームページのアドレス <https://www.city.itoshima.lg.jp/>

- (2) 仕様書及び図面の閲覧

- ア 閲覧期間 本公告の日から令和 6 年 5 月 28 日まで

- イ 閲覧場所 市役所財政課

- (3) 仕様書及び図面の送付

- ア 送付期日 令和 6 年 5 月 17 日

- イ 送付方法 電子メールにて送付

- ウ 当該仕様書及び図面は、本件工事の入札又は施工以外に利用してはならない。

- (4) 質疑書の提出及び回答

入札説明書、仕様書、図面等に対する質問がある場合は、質疑書（任意様式 A4 サイズ）により質問することができる。

- ア 受付期間 令和 6 年 5 月 17 日から令和 6 年 5 月 24 日まで

（ただし、最終日の受付時間は正午まで）

- イ 提出先 市役所財政課

- ウ 提出方法 電子メールのみ。事前に市役所財政課に電話連絡すること。
- エ 回答方法 令和6年5月28日までに、回答書（電子メール）により行う。
- オ エの回答書は、次により閲覧に供する。

- (ア) 閲覧期間 令和6年5月28日から令和6年5月30日まで
- (イ) 閲覧場所 市役所財政課

(5) 本件工事の現場説明会は、実施しない。

#### 4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次のアからケまでの書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

また、原則として提出された書類の差し替えは認めない。

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）
- イ 同種工事の施工実績調書（指定様式）
- ウ 配置予定技術者重複申請状況調書（指定様式）
- エ 配置予定技術者等の資格・工事経験調書（指定様式）
- オ 建設業許可通知書の写し
- カ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
- キ 市税の現に滞納がないことの証明
- ク 最新の「経營業務の管理責任者」及び「営業所における専任の技術者」を確認できる書類
- ケ 重複申請書（指定様式）

※ウの配置予定技術者重複申請状況調書については、申請書等の提出期限日において、入札の日時が到来していない他の条件付一般競争入札の参加資格確認申請の配置予定技術者と重複がないときは省略できるものとする。

※同日公告の工事において重複して申請する場合、ケの重複申請書を提出することにより同様の内容となる申請書等を省略することができる。

(2) 申請書等の提出期限等

- ア 提出期限 令和6年5月13日 午後5時まで
- イ 提出先 市役所財政課
- ウ 提出方法 糸島市の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出する。ただし、やむを得ず電子入札システムを利用できない場合は、市役所財政課まで持参すること。

(3) 入札参加資格確認結果は、令和6年5月17日までに各申請者へ通知する。

なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

(4) (3)の結果、入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、書面（任意様式 A4 サイズ）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 受付期間 令和6年5月17日から令和6年5月24日まで  
(ただし、最終日の受付時間は正午まで)

イ 提出先 市役所財政課

ウ 提出方法 ファクス送信のみ。事前に市役所財政課に電話連絡すること。

エ 回答方法 令和6年5月28日までに、書面(ファクス送信)により行う。

(5) 入札参加資格があると認められた者であっても、(3)の通知の後、糸島市から指名停止の措置を受けるなど入札参加資格がないと市長が認めたときは、本件入札参加資格を取り消すものとする。

## 5 入札の日時及び場所(入札書の受付期間及び場所)

(1) 入札書受付期間 令和6年5月27日 午前8時30分から  
令和6年5月29日 午後8時00分まで  
(※入札書を持参する場合は午後5時まで)

(2) 入札書受付場所 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号 市役所財政課

## 6 入札の方法等

(1) 入札は、入札書の提出により行う。

(2) 入札書の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、やむを得ず電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加届出書を提出することにより、持参によることができる。

(3) 入札書を持参する場合は、入札書及び工事費内訳書に必要事項を記載し、必要箇所に押印し、次の各号に掲げる事項を記載した封筒に入れ、張り合わせた箇所に押印し、提出しなければならない。この場合において、入札書、工事費内訳書及び封筒の記載内容は一致させること。

ア 宛先

イ 入札案件名

ウ 入札日

エ 差出人の住所、商号又は名称及び代表者名

オ 入札書等を在中した旨

カ 入札書受付締切日時

(4) 提出した入札書及び工事費内訳書の差し替えは認めない。

(5) 電子入札システムにより入札書を提出する場合は、工事費内訳書を提出しなければならない。

(6) 工事費内訳書の提出がない場合は失格とする。

(7) 入札回数は1回とする。

(8) 入札参加者は、入札書を提出する前までの間は入札を辞退することができる。

## 7 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年5月30日 午後2時00分

- (2) 場所 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号 市役所財政課
- (3) 本件は、電子入札システムを利用した入札のため立会は行わない。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 6に定める方法以外で提出された入札
- (2) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして電子入札システムを利用した入札
- (3) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (4) 入札書が所定の日時までに到着しない入札
- (5) 入札者が同一事項について2通以上した入札
- (6) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (7) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (8) 入札書記載の金額を訂正した入札
- (9) その他関係法令に違反した者のした入札
- (10) (1)から(9)までに定めるもののほか、市長が特に指定した事項に違反した入札

## 9 入札の注意事項

入札の執行に当たり、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とする。

## 10 入札保証金の納付 免除

## 11 契約保証金の納付

地方自治法施行令第167条の16及び糸島市契約事務規則第23条の規定により糸島市と契約を締結する者の納付すべき契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上とし、契約の締結前に納付しなければならない。ただし、糸島市契約事務規則第24条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 12 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 市役所財政課の連絡先  
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号  
電話番号 092-323-1111 (内線 1344・1345)  
ファクス番号 092-324-8355  
電子メール [zaisei@city.itoshima.lg.jp](mailto:zaisei@city.itoshima.lg.jp)
- (3) 市役所財政課の窓口受付は、糸島市の休日を除く午前9時から午後5時までの間とする。